

佐渡地域振興局冷温水発生機分解点検整備業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、冷温水発生機が正常かつ良好な状態を保ち、設備の寿命を延ばすことを目的とした分解点検整備の業務を示すものである。

なお、この仕様書中「発注者」とは新潟県を、「受注者」とは〇〇〇〇をいう。

2. 対象施設及び設備

対象施設：佐渡地域振興局（佐渡市相川二町目浜町 20-1）

対象設備：冷温水発生機 1基

RB-1：CH-KG160U88（2020年 矢崎エナジーシステム㈱）

3. 業務の内容（消耗品の取替程度の軽微な修理を含むものとする）

冷温水発生機

（1）燃焼部品交換

バーナーNF0-45K-G8060Hz 灯油 2台

ガasket K80/100/KG80 ガンタイプ 2枚

（2）本体部品交換

溶液循環ポンプ（SP）交換用 K80 2台

ZインヒビターIセット 2本

アルゴン溶接及び交換 2台

（切断、ケレン、研磨作業含む）

臭化リチウム溶液抜き取り及びろ過再投入 2台

真空排気調整 2台

雑部材 1式

（3）電気部品交換

No.4 コントロールアッシー 2台

差圧スイッチ YNS-C106Q 2個

IFユニットアッシー 2個

低温センサーアッシー 1 12本

EXH センサーアッシーEISC-382-Y2 2個

GP センサーアッシーPTM-25E2-Y11 2個

GP スイッチ GPSC180° ON AC24V 2個

GP スイッチ GPSH140° -110° AC24V 2個

RV コイルカバー 2個

SV9 コイルアッシー4P 小（L=48.5） 4個

SV7 コイルカバーアッシーH7CB 用 3PV60-100 2個

SV1 コイルカバーアッシーK シリーズ 2個

リードホルダアッシーVM15-100H30-50 2個

（4）試運転調整 1式

（5）廃棄物処理 1式

（6）劣化診断調査及び判定シートの作成

発注者指定の様式により劣化診断調査を行い、判定シートを作成する。

4. 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したとき又はこの仕様書に記載する軽微な修理の範囲を超える修理が必要であると判断したときは、直ちに発注者の担当職員へ報告し、指示を受けるものとする。

5. 安全確保等

業務実施にあたって、関係法令を厳守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務の実施にあたっては、十分安全を確保しなければならない。

6. 打ち合わせ等

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を提出し、発注者の担当職員と打ち合わせを行わなければならない。

- (1) 業務実施方法
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施工程表（全体及び週間）
- (4) 業務種別毎の詳細工程表
- (5) 業務員名簿
委託契約書第7条および第8条で定める業務代理人および作業員の名簿、ならびに資格を要する業務については、その資格の充足を証明する書類
- (6) 仮設、養生等の計画
- (7) 使用機材等一覧表
- (8) その他必要事項

7. 業務履行届(兼成果報告書)

業務を完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務履行届
- (2) 業務実施報告書
- (3) 業務実施状況写真
- (4) その他発注者が必要と認め提出を求めた書類

8. 立合確認等

受注者は、委託契約書第14条に定める検査及び発注者が指定する業務の終了時には、発注者の担当職員の立合を求め、確認を受ける。ただし、発注者が承諾した場合には、立合によらず写真、記録等により確認を受ける。

9. 機材等の負担区分

この業務に必要な計器、工具、機材等は原則として受注者が負担するものとする。ただし、電力、用水は無償で供与する。

10. 業務の実施

この業務は原則として平日の日中に行うものとするが、発注者が指定する業務については、平日の夜間又は土・日曜日、祝・祭日の日中に行う場合もあるものとする。

11. 他関連委託業務との連携

- (1) 関連業務間の調整
業務により別契約業務と関連する場合は、業務代理人の間で調整をはかる。
- (2) 連絡体制等
業務実施に先立ち、別契約業務との関連が予想される場合は、連絡体制・対応方法等を発注者の担当職員と協議し定めておく。

12. 必要事項の充足

本仕様書は業務の大綱を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であって

も常識的に必要と認められるものについては受注者においてこれを充足するものとする。